

学校徴収金の公会計化等に関する調査結果等を踏まえ、学校・教師の業務負担の軽減等の観点から、学校給食費以外の学校徴収金について公会計化し、その徴収・管理を地方公共団体の業務として行うための取組の推進又は学校を経由せず保護者と業者等の間で直接支払い等を行うなどの取組の推進についてお知らせします。

7 初財務第3号
令和7年4月30日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
殿

文部科学省初等中等教育局財務課長
安井 順一郎

学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について（通知）

日頃から、学校教育の充実に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

教材費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理については、平成31年の中央教育審議会答申¹で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」（別添1）において「基本的に学校以外が担うべき業務」に分類され、地方公共団体が担っていくべきとされているとともに、本答申を踏まえた令和元年通知²等において、学校の負担軽減を図る取組の推進をお願いしてきたところです。

学校給食費以外の学校徴収金については、令和5年12月に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」³において、各地方公共団体や学校における徴収・管理に係る実務の状況等を把握した上で、当該事務を適正かつ円滑に実施するための方策を検討することが求められるとともに、その提案に関する地方分権改革有識者会議では、学校徴収金の種目別に公会計化⁴できる根拠を整理したものが示されていないことが、地方公共団体において公会計化が進んでいない要因の一つとして指摘されたところです。

このうち学校徴収金の公会計化に係る根拠に関しては、学校の教育活動を効

¹ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）

² 学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）（令和元年7月31日付け文科初第561号文部科学省初等中等教育局長通知）

³ [令和5年の地方からの提案等に関する対応方針](#)

⁴ 学校徴収金を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用し、歳入歳出予算に組み入れること。

果的に実現するための教材費や修学旅行費等について、学校設置者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等の規定により当該学校教育活動に対する責任を有していることから、各学校を設置する地方公共団体の公会計により取り扱い、教材の購入等に必要な経費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者からの徴収金を歳入予算として計上することが可能です。

こうした取扱いにより、学校・教師の業務負担の軽減のほかにも、納付方法の多様化による保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化、経理面の管理・監督体制や監査機能の充実による透明性の向上、滞納の減少による公平性の確保等の効果も期待されます。（別添 2）

その上で、令和 6 年度に、文部科学省において、学校徴収金の種目別の実務の状況について調査を行い、その調査結果を踏まえて学校徴収金の公会計化等の対応状況や進め方について別添 3 のとおり整理したところであり⁵、教材費等については公会計化に取り組みやすい一方、修学旅行費や、卒業アルバム、制服・体操服・上履き等の購入に係る費用等については、保護者と業者等の間で直接支払い等が行われている実態が見られ、このような取組も、学校・教師の業務負担の軽減の観点から有効であると考えられます。

各地方公共団体におかれては、学校徴収金の徴収・管理の業務に関し、別添 3 の種目別の取扱いの例も参考にしつつ、地域の実情に応じて、学校教育活動の効果的な実現に必要な教材費等を公会計化した上でその徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや、学校を経由せずに保護者と業者等の間で直接支払い等を行う方法のいずれかを選択するなど、それらの業務を学校以外が担うようにするための適切な推進方策を検討いただき、必要な取組を一層推進いただくようお願いします。

なお、既に学校における徴収・管理を取り止めている場合においては、引き続き、適切な対応をお願いします。

都道府県教育委員会におかれては、文部科学省調査結果にある域内の市町村における取組状況を踏まえつつ、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び市町村長に対して、本件の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

⁵ 各学校において保護者から徴収している学校徴収金は、学校給食費のほか、概ね、教材費等、入学時一括購入品費、調査関係経費、卒業諸費、修学旅行費、校外活動費、芸術鑑賞費又はスポーツ振興センター掛金（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）の規定に基づいて徴収されるもの。）のいずれかに該当するものと考えられる。

別添 1 : 学校・教師が担う業務に係る 3 分類

別添 2 : 学校徴収金の公会計化によって見込まれる効果について

別添 3 : 学校徴収金の公会計化に関する取組状況等の調査結果

本件担当 :

初等中等教育局財務課校務調整係

T E L : 03-5253-4111 (内線 3704)

E-Mail : ko-mu@mext.go.jp

学校・教師が担う業務に係る3分類

- **教師が教師でなければできない業務に集中**し、教育の質を向上させていくとの観点から、これまで学校・教師が担ってきた業務の仕分けが必要です。このため、平成31年中教審答申では**いわゆる「3分類」を整理**。
- 業務の優先順位を踏まえた**精選・見直し**や、学校と保護者・地域住民との**役割分担の見直し**が求められている。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>① 登下校に関する対応</p> <p>② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③ 学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④ 地域ボランティアとの連絡調整</p>	<p>⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧ 部活動(部活動指導員等)</p>	<p>⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩ 授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬ 進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※関連通知

- 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年6月18日 文部科学事務次官通知)
- 「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育企画課長・財務課長通知)
- 「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育企画課長・財務課長通知)
- 「『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)』(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会)の、教師の確保(特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」(令和5年9月8日 文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知)

学校徴収金の公会計化とは

学校徴収金を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すること。それに加えて、学校・教師の業務負担の軽減等の観点から、学校徴収金の徴収・管理を地方公共団体の業務として行うことも重要である。

見込まれる効果

- ① **学校・教師の業務負担の軽減**
→ 督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。
- ② **保護者の利便性の向上**
→ 納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。（クレジットカード、コンビニ払い等）
- ③ **徴収・管理業務の効率化**
→ 一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。
- ④ **透明性の向上、不正の防止**
→ 経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。
- ⑤ **公平性の確保**
→ 効果的な徴収により、滞納が減少する。

学校徴収金の公会計化等に係る対応状況

令和6年度文部科学省委託事業（「学校における働き方改革の推進に関する調査研究」（委託先：PwCコンサルティング合同会社））を通じて確認された学校徴収金の公会計化等の対応状況について、学校徴収金の種目別に整理すると、以下の通り。

#	費目	対象物品・サービスの例	公会計化等に係る主な対応
1	教材費等	副読本、ワーク・ドリル、実験実習費、調理実習費等	<ul style="list-style-type: none"> 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。
2	調査関係経費	検定料 等	<ul style="list-style-type: none"> 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。
3	芸術鑑賞費	交通費、鑑賞費用 等	<ul style="list-style-type: none"> 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。
4	校外活動費	交通費、宿泊費、食事代、施設見学科 等	<ul style="list-style-type: none"> 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。 一方で、保護者と業者等の間で直接支払い等を行っている事例もある。
5	修学旅行費	交通費、宿泊費、食事代、施設見学科 等	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度の積立により徴収しており、単年度予算への組み入れに課題があると回答したヒアリング自治体においては、保護者と業者等の間で直接支払い等を行っている事例も多い。
6	卒業諸費	アルバム、卒業遠足等	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度の積立により徴収しており、単年度予算への組み入れに課題がある場合において、保護者と業者等の間で直接支払い等を行っている事例もある。
7	入学時一括購入品費	制服、体操服、上履き等	<ul style="list-style-type: none"> 対象の品目によっては、例えば、購入品を兄弟間で融通する可能性がある等の事情から、保護者と業者等の間で直接支払い等を行っている事例も多い。
	スポーツ振興センター掛金	共済掛金	<ul style="list-style-type: none"> 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。

学校徴収金の公会計化の進め方の例(1/2)

公会計化の実施に際しての取組方策や、取り組む際の課題や工夫等について、アンケート調査やヒアリング調査結果を踏まえ、複数の自治体における事例等を取りまとめています*。

自治体で公会計化に取り組む際の参考事例としてご参照ください。

*「方針検討」、「取組周知」、「取組実施」における取組方策について、ヒアリング結果を基に記載しており、上記以外の方策も想定されることに留意ください。

想定される課題はアンケート調査で公会計化を実施していない自治体から、公会計を実施していない理由として回答された内容を基に記載しています。また、課題に対する対応案は、ヒアリング結果を基に、対応案となり得る内容を記載しています。

方針検討

☑ 公会計の対象とする基準の設定

- **公会計化の対象とする費目や、品目を精査。**
- 公会計への組み入れに課題がある場合は、**保護者と業者等の間で直接支払い等**を行っている事例もある。
- 学校における**事務フローの効率化**のために、共同学校事務室や自治体職員が発注手続きを一元的に担う事例もある。また、学校教職員の負担軽減につながるシステムを整備する事例のほか、学校職員にも馴染みのあるExcelでのリスト作成・提出による事務フローを整備する工夫を行っている事例も見られる。

☑ 学校への周知

- 公会計化を実施した際の各学校における**物品の発注ルール**や、場合によっては教育委員会への計画書提出やシステム入力といった**新しい事務フローの丁寧な周知**とあわせて、現金徴収の負担削減、横領等の金銭トラブルの防止といった**公会計化によるメリットについても学校に対して周知**。

☑ 保護者への周知

- 保護者に負担を求める場合は、各学校で教材等の選定理由を説明。
- 徴収方法は主に口座振替とする場合が想定され、保護者に対して、**口座登録の手続きの依頼**が必要な場合もある。

(次頁記載)

取組周知

取組実施

方針検討時に想定される課題



教育委員会

希望者のみが購入する物品等の場合は、個別の対応が必要となり、公会計とした際に自治体による効率的な徴収が難しい

複数年度の積立による徴収の場合は単年度予算への組み入れに課題がある

保護者と業者等の間での直接のやり取りによる支払い

- 公会計として扱わない費目は、基本的に保護者と業者等の間での直接のやり取りによる支払いとする運用も見られる。

取組周知時に想定される課題



教育委員会

学校等の特色に応じた教材を利用しにくくなる

設定した上限額や各学校の計画予算内での柔軟な物品等の選定

- 一例として、あらかじめ教育委員会が教材費等による購入品に係る基準を設けた上で、各学校の前年度徴収実績等を基に児童生徒一人当たりの徴収額に一律の上限を設定し、その範囲内で各学校が柔軟に教材等を選定する運用も見られる。
- 上限額を設けずとも、各学校から次年度に必要となる教材等の計画書の提出を求めることで、各学校が柔軟に必要な教材等を選定しつつ、自治体として必要な予算額を把握している事例もある。
- なお、学校が選定した物品の発注手続きを教育委員会が済ませつつ、購入物品を各学校に納品している事例が見られた。

学校徴収金の公会計化の進め方の例(2/2)

(前頁記載)

✓ 見込み額算出

- 公会計化が開始された後の年度においては、前年度実績を基に算出する方法、一人当たりの上限額を設けて $\text{上限額} \times \text{児童生徒数}$ で翌年度予算額を算出する方法をとっている事例もある。
- なお、公会計化開始年度の予算を計上する際には、教育委員会が各学校に前年度までの徴収実績額等を確認し、公会計開始年度に必要な予算額を算出する方法をとっている事例もあった。

✓ 発注

- 教師が物品等を選定し事務職員が発注するパターン、教職員が発注を希望する物品等を記した計画書を各学校ごとに教育委員会に提出し、教育委員会がまとめて発注するパターンも見られた。

✓ 支払い

- 業者から学校への納品が確認できた後、事務職員が自治体の財務会計システム上において起案の上、支出命令処理を行い、首長部局から事業者に対して支払いを行う事例もある。

✓ 実績報告

- 各学校が各児童生徒の実績額等をExcel等に取りまとめて教育委員会に提出する運用や、規模が大きい自治体では、学校徴収金システム等を用いて、事務職員が直接実績額等をシステムに入力する運用も見られる。

✓ 保護者からの徴収

- 各児童生徒の実績額等を基に、口座振替により保護者から徴収している場合が多く、毎月もしくは複数月ごとに引き落としを行い、過不足が生じる場合は年度末に調整している事例もある。

取組実施時に想定される課題



教育委員会

学校や年度により教材費等が異なり翌年度予算の算定が難しい

学校ごとの予算計画の策定や上限額の設定

- 各学校から、前年度発注実績等を基にした年度計画を受領することで、教育委員会側で所管の全学校の必要額を算出する。
- その際、前年度実績額等を基に学校ごとの上限額を設定することも想定される。

取組実施時に想定される課題



教育委員会

口座振替の対応が難しい保護者がいる

納入通知書による徴収や各種手当からの充当による対応

- 公会計化に伴い、それまで指定金融機関を設けていた場合にも、保護者の多様なニーズに応えることができるよう、対応金融機関数を増やす自治体が見られた。
- 上記対応でも難しい場合は、納入通知書による対応を行う事例や、自治体が保護者に支給する手当（児童手当等）から充当する対応も見られた。